

議案第 4 号

君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例及び君津市交通広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例及び君津市交通広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 15 年君津市条例第 5 号）及び君津市交通広場駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 26 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例及び君津市交通広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例（平成15年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

(君津市交通広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 君津市交通広場駐車場の設置及び管理に関する条例（平成26年君津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

附 則

この条例は、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）の施行の日から施行する。

君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例及び君津市交通広場駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 君津市バスターミナル駐車場の設置及び管理に関する条例 (設置及び供用台数)</p> <p>第2条 本市は、首都圏周辺への交通量の緩和及びバスの利用者の利便性の向上を図る施設として、道路法(昭和27年法律第180号) <u>第2条第2項第7号</u>に規定する自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。</p> <p>表 省略</p> <p>第2条による改正 君津市交通広場駐車場の設置及び管理に関する条例 (設置)</p> <p>第2条 市は、安全かつ円滑な交通を確保し、公衆の利便に資するため、道路法(昭和27年法律第180号) <u>第2条第2項第7号</u>に規定する自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。</p> <p>表 省略</p>	<p>(設置及び供用台数)</p> <p>第2条 本市は、首都圏周辺への交通量の緩和及びバスの利用者の利便性の向上を図る施設として、道路法(昭和27年法律第180号) <u>第2条第2項第6号</u>に規定する自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。</p> <p>表 省略</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市は、安全かつ円滑な交通を確保し、公衆の利便に資するため、道路法(昭和27年法律第180号) <u>第2条第2項第6号</u>に規定する自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を次のとおり設置する。</p> <p>表 省略</p>